

【オーストラリア】連邦上院選挙制度に関する見直し

海外立法情報課 芦田 淳

* 2016年3月の連邦選挙法改正は、上院選挙制度について、政党間の協力関係によっては必ずしも有権者の予想できない形で当選者が決定される「グループ投票チケット」を廃止するとともに、選好投票の数を減らして有権者の負担を減らす等の見直しを行った。

1 制定の経緯

2016年3月21日、1918年連邦選挙法を改正し、上院選挙制度について見直しを行う法律（Commonwealth Electoral Amendment 2016）が連邦総督により裁可された。施行は、2016年7月1日である。従来、オーストラリアの上院選挙において、有権者は、投票用紙に記載された全候補者に対して選好順位を記入するか、又は各政党が予め提出した「グループ投票チケット」を一つ選ぶことにより投票を行っていた（注1）。これに対して、選挙問題に関する両院委員会は、2014年及び2015年の報告書において、現行の上院選挙制度が透明性を欠き、非常に複雑なものとなっているため、簡素化が必要であるとの提言を行った。報告書は、本来例外であったグループ投票チケットによる投票が近時は主流となっており、ほとんどの有権者が自身の選好投票がどのように作用するかを理解していないと指摘している。今回の改正は、こうした指摘に対応するものである。なお、上下両院とも任期満了に伴い、2016年中の選挙実施が予定されている。

2 改正の概要

今回の改正は、グループ投票チケットを廃止し、選好順位を記入する対象を、全候補者ではなく、候補者又はグループ（原則として政党）のいずれか一部にとどめるものである。

まず、候補者に対して投票を行う場合、有権者は、投票用紙に記載された候補者に少なくとも第1位から第12位までの選好順位を付すこととした。第13位以降の順位を付すことも可能である。ただし、第1位から第6位までの選好順位が付されていれば、その投票用紙は有効とされる。選好順位の数字が非連続の場合又は同一の順位がある場合には、そこまでの選好順位のみが有効となる。（改正前は、選好順位の数字の並びに4つ以上の誤りがあるか、同一の順位が一つでもあれば、その投票用紙自体を無効としていた。）以上の規定により、例えば、各候補者に対して「1、2、3、4、5、6」と選好順位が付された投票用紙は、有効である。これに対して、「1、2、3、4、5、5、6」又は「1、2、3、4、6、7」と選好順位が付された投票用紙は無効となるが、「1、2、3、4、5、6、7、8、9、11」の場合は、第1位から第9位の選好順位を付したことになり、有効である。なお、当初の改正案では、候補者に対する投票については見直しをせず、全候補者に対して選好順位を記入することとしていたが、2016年3月に両院委員会が再度見直しを提言したことを受けて、修正が加えられたものである。

次に、グループに対して投票を行う場合、有権者は、投票用紙に記載されたグループに

少なくとも第1位から第6位までの選好順位を付すこととした。ただし、無効票の増加を抑えるため、一つでもグループに対する選好を付していれば、その投票用紙は有効と見なす救済規定も置いている。グループに対する選好は、開票に当たり候補者に対する選好に読み替えられる。まず、第1位とされたグループ内の候補者に対して、投票用紙に記載された順に選好順位が与えられ、次に、第2位とされたグループ内の候補者に対して、第1位のグループの末尾の候補者の順位の次の順位から記載順に選好順位が与えられる。第3位以降のグループについても同様である。グループ投票の改正に関しては、政党により支持が分かれた。保守連合（自由党及び国民党）と緑の党が当該改正を支持したのに対して、労働党と無所属の上院議員の大半は反対の立場であった。反対の理由には、法改正が投票結果に与える影響のほか、法案審議が必ずしも十分ではなかったこと、上院における代表の多様性が変質することが挙げられている。

なお、候補者とグループの双方に選好順位を記入した投票用紙については、候補者に対する選好のみを計算する。

投票方法以外の改正点としては、まず、ある個人が同時に複数の連邦レベルの政党の役員として登録されることを禁止した。この改正は、各政党に独自のアイデンティティを持たせるとともに、選好投票を得るために個人が争点ごとに複数の政党を設けることを禁じる趣旨であるが、同時にグループ投票チケットが廃止されたため、実際の影響はあまりないとの指摘もある。また、各政党が登録の際に選挙管理委員会に政党のロゴマークを提出することが認められ、当該ロゴマークは上下両院選挙の投票用紙に記載される。これは、従来記載されるのが政党名だけであったのに対して、類似した名称により有権者が混乱するのを避ける目的がある。

注（インターネット情報は2016年4月18日現在である。）

(1) グループ投票チケットとは、各政党が、自党や選挙協力を行う政党の候補者を上位に置き、対立する政党の候補者を下位に置くというようにして、全候補者に対して選好順位を付した投票用紙である。この制度により、得票率の多少にかかわらず小政党でも議席獲得の可能性があった。佐藤令「連邦議会選挙の制度と実態－オーストラリア2007年連邦議会選挙の概要－」『オーストラリア・ラッド政権の1年（総合調査報告書）』（調査資料2008-5）国立国会図書館調査及び立法考査局，2009，p.64。
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1001807_po_200885.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

参考文献

- ・“Commonwealth Electoral Amendment Act 2016” <http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5626>
- ・Damon Muller, “Commonwealth Electoral Amendment Bill 2016,” *Bills Digest*, No.96, 1 Mar. 2016. <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/4401764/upload_binary/4401764.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22legislation/billsdgs/4401764%22>
- ・Damon Muller, “The Commonwealth Electoral Amendment Bill 2016 - optional preferential voting below the line in the Senate” <http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/FlagPost/2016/March/Optional_preferential_voting_below_the_line_in_the_Senate>